

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している		横ばい	○ 減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実	/			
	現状維持	○			
	縮小	/			
	廃止	/			
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止を図るため、公共下水道事業計画区域以外での合併処理浄化槽の設置補助、また、単独処理浄化槽から転換する場合の撤去補助の補助金制度を広報等で周知し、合併処理浄化槽の普及促進と公衆衛生の向上を推進していく。</p>
「見直し」 「改善」案	<p>現在、環境省の循環型社会形成推進交付金により、平成23年度から平成28年度までの6年間で7,920基の設置計画のもとで、国庫補助1/3、県費補助1/3をもって事業を実施しており、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、社会環境の改善に大きく寄与している。今後は人口減少はあるものの公共下水道事業計画区域の拡大が望めないことから、新築住宅での設置はもちろんのこと、単独処理浄化槽や汲取り便槽からの転換を進めていくことで合併処理浄化槽の重要性は高まると考えられ、平成29年度以降についても、国の補助事業制度の動向を鑑み、引き続き合併処理浄化槽の普及促進を図り事業の推進を行っていく。</p> <p>また、既設の浄化槽の未清掃が見受けられるため、補助金制度の広報とあわせて年に1回の清掃、水質検査等の周知を図る。</p>